

# 公益財団法人岩手県学校給食会役員等の報酬及び費用に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県学校給食会(以下「本会」という。)が公益財団法人岩手県学校給食会定款第18条第3項及び第37条第3項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 会長、副会長、常務理事、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員
- (3) 常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者
- (4) 非常勤役員等 常勤役員以外の役員及び評議員をいう。
- (5) 報酬 役員等に対する報酬をいう。
- (6) 通勤手当 常勤役員が通勤のために要する経費をいう。
- (7) 費用 報酬及び通勤手当以外で職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。第8条第1項において同じ)及び手数料等の経費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 本会は、役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額を、非常勤役員等の報酬は定額を支給するものとする。

## (報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は別表1常勤役員の報酬月額とし、非常勤役員等の報酬は別表2の非常勤役員等の報酬日額とする。

## (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月職員の給与の日である15日に支給するものとする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日をいう。以下この条において同じ。)に当たるときは、その翌日以後の日であって15日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

## (報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し立てのあった立替金及び積立金等を控除して支給することができる。

(通勤手当)

第7条 本会は、常勤役員にその通勤実態に応じて通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の月額、職員給与規程第15条の規定に基づき職員に支給する額に相当する額とする。

(費用)

第8条 本会は、役員等が職務執行に当たり負担した費用について請求があったときは、その請求日から遅滞なく支払うものとする。

2 職務執行に当たり、前払いを要する費用は、前払いするものとする。

(公表等)

第9条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程は、評議員会の決議によって改正又は廃止することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

別表1 常勤役員報酬月額（第4条関係）

役 職 名	報 酬 月 額
会 長	315,000 円
常 務 理 事	283,500 円

別表2 非常勤役員等の報酬日額（第4条関係）

理事会又は評議員会への出席等の都度、謝金として日額9,600円